

除染適正化推進本部の設置について

平成 25 年 1 月 7 日

1. メンバー

本部長	井上副大臣
副本部長	秋野大臣政務官、事務次官
部 員	水・大気環境局長、除染担当審議官、 福島除染推進チーム長、福島環境再生事務所長、 秘書課長、会計課長、政策評価広報課長、 放射性物質汚染対策担当参事官、放射性物質汚染 対処特措法施行チーム法施行総括チーム長代理
事務局	放射性物質汚染対策担当参事官室

2. 事務の内容

- (1) 事実関係確認のための調査
- (2) 適正な除染の推進方策の検討
 - ・ 関係事業者による責任施工の徹底
 - ・ 通報等への対応
 - ・ 監視・監督体制